

# テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書

2010年9月16日

警察庁長官 安藤隆春 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク  
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号  
東西館ビル本館21号室  
電話&FAX 03-5212-4611

## 要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、2008年5月13日、吉村博人元警察庁長官に宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪・組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書」を提出して、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の実態をご理解頂きますとともに、8つの陳情項目を速やかに実施して頂きますようお願いしてまいりました。その8つの陳情項目は以下であります。

1. テクノロジー犯罪被害、人的嫌がらせ犯罪被害の実態をご理解いただき、全警察官が認識できるよう教育体制を整えて下さい。  
(そのために添付しました『被害者240人アンケート調査結果報告書』をご利用下さい。ご要望があれば当方が出向いて説明いたします。)
2. テクノロジー犯罪被害者、人的嫌がらせ犯罪被害者が警察窓口相談に来た場合の受け入れ体制を確立して下さい。被害者の訴えをよく聞き、全国的な被害状況を把握できるよう体制を整えて下さい。
3. 科学警察研究所において、テクノロジー犯罪に利用される武器、装置、システムの調査研究およびそれらが利用された場合探知できるようにするための調査研究を徹底して下さい。
4. 警察大学校、管区警察学校において、テクノロジー犯罪、人的嫌がらせ犯罪を捜査できる人材を育成して下さい。
5. テクノロジー犯罪被害を捜査の対象とできるよう法を整備して下さい。
6. テクノロジー犯罪被害を捜査する専門の部署を県警単位で設けて下さい。
7. 人的嫌がらせ犯罪被害を捜査できるよう法を整備して下さい。
8. 人的嫌がらせ犯罪被害を捜査する部署を警察署単位で設けて下さい。

これへの対応が為されていないことは、各被害者が警察に相談に行つての対応から、また当時の確認被害者500名弱が現在では750名を超えるまでに増加していることから窺えることであります。

しかし本問題は悠長に扱われてはならない凶悪な組織犯罪であり個人に対する今日的テロ行為であります。これは先の陳情書に添付しました『被害者240人アンケート調査結果報告書』をご覧頂きましたら十分ご理解頂けるところであります。当NPOではさらに本犯罪をご理解頂きますために『テクノロジー犯罪被害者による被害報告集』を出版致しました。ここに添付致しましたが、これは33名の被害者が自らの被害を語った貴重な証言集であります。被害者の生の声をお伝えすることで本問題への理解が深まり解決に向けての勢いが加速されますこと期待致します。

尚、本書の冒頭文を私が執筆しておりますが、そこに嫌がらせ犯罪にみられる11の特徴とそれが結果する構図を記しました。重要ですので転記致します。

(以下『テクノロジー犯罪被害者による被害報告集』p4～p5より引用)

「これまでの調査から嫌がらせ犯罪に十一の特徴があることが分かってまいりました。①相当数の人間が②四六時中③つきまとい、④なにかしようとするその絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる。そのタイミングは⑤絶えず監視していなければできないこと、⑥室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせであります。しかも嫌がらせは外出しても行く先々で行われることから、全国的に⑦⑧組織網・連絡網が完備していることが考えられます。また⑨行われている嫌がらせの内容が外国の例と照らして同じであることからマニュアルがあることも想像できるようになりました。そして⑩この犯罪は40年を超える歴史があること、以上10の特徴すべてが⑪非常識で貫かれており、そこに次に説明するような大きな意味があることも分かってまいりました。(①集団性、②継続・反復性、③ストーカー性、④タイミング性、⑤監視性、⑥システム性、⑦ネットワーク性、⑧組織性、⑨マニュアル性、⑩歴史性、⑪非常識性)

「嫌がらせ犯罪に一貫して表れている非常識性、これは注目すべき事実であります。非常識で貫かれた嫌がらせは一般には全く受け入れがたいことでもあります。起こっている現象が非常識であればあるほど、家族・友人も含めて一般人は退け、それは警察、弁護士、行政官、政治家、みな同じであります。これを逆に考えると、常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れます。しかし常識から離れていればいるほどだれもが遠ざけるようになります。一方被害者は身に起こっていることが非常識であればあるほど全く判断ができなくなってパニックに陥ってしまうのです。そのパニック状態を見てさらに遠ざけられ、追いつめら

れた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図がありありと読み取れるようになりました。このことから嫌がらせ犯罪に貫かれている非常識性は意図的なものと断定致します。常識には一歩も近づけないという犯罪主体の強固な意思を感じるのであります。」

このように嫌がらせ犯罪が結果する構図と実行部隊の強固な意思を読み取れるようになったことは犯罪捜査に大きく寄与すること確信致します。またこれまでの組織犯罪とは次元が違うことも理解して頂けると思います。さらにこれにテクノロジー犯罪の実態を知ることによって犯罪の全貌がより明確になってまいります。嫌がらせ犯罪との類似性は犯罪主体の同一性を窺わせるものであります。それでは以下テクノロジー犯罪の実態をお知らせしますとともに、合わせて要望事項を記すことに致します。要望事項への速やかなる対応方々お願い申し上げます。

### テクノロジー犯罪実態および要望事項

- (1) テクノロジー犯罪では、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうテクノロジーが使われています。これは嫌がらせ犯罪の特徴である継続・反復性 (②) とストーカー性 (③) と同じであります。人がつきまとうかテクノロジーがつきまとうかの違いだけであります。一般に知らされているつきまといテクノロジーは、ターゲットに電波発信器を装着してその電波を受信して追いまくるテレメトリーシステムを発達させたものであります。携帯電話を所持することで位置を確認できることも知られているところであります。個々人を識別してつきまとう高度に発達したつきまといテクノロジーが稼働していることは間違いのないところであります。このテクノロジーはその他のテクノロジー犯罪を実行するためになくてはならないテクノロジーでありますことからテクノロジー犯罪における第一の基礎テクノロジーと名付けております。そこで要望致します。

**要望事項1. テクノロジー犯罪における第一の基礎テクノロジー (つきまといテクノロジー) を握っているのは限られた人間と考えます。これを省庁横断的に情報収集して突き止めて頂きますよう要望致します。テクノロジー犯罪はこれまでの警察捜査の手法では労多くして益少ないものとなります。そのことから捜査の必要が生じないようにすることが肝要で、テクノロジー犯罪を発生させないことであります。それにはつきまといテクノロジーを掌握している部署を確定することであります。そしていつでも捜査できるよう速やかに法を整備して頂きますよう要望致します。**

- (2) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人の頭の中

で声・音を聞かせ・映像を見せるテクノロジーが使われています。声・音・映像送信は遠方へ移動しても行われることから第一の基礎テクノロジーに乗って行われていると考えられます。そこで要望致します。

**要望事項 2. 第一の基礎テクノロジーを掌握している部署を突きとめることが音声・映像送信の解明にも必要であります。加えて国民に知らされていない通信の最先端テクノロジーである、端末なしで特定個人に音声・映像を送信できるテクノロジーを掌握している部署を省庁横断的に調査して確定して下さい。そしてその部署もいつでも捜査できるよう速やかに法を整備して頂きますよう要望致します。**

(3) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動をコントロールするテクノロジーが使われています。これも第一の基礎テクノロジーがあつてできることでもあります。この場合人間の各機能がほぼ完全にコントロールできるまでに発展していると思えるほど高度でありますことから、このテクノロジーを掌握している部署も限られているはずであります。そこで要望致します。

**要望事項 3. 第一の基礎テクノロジーを掌握している部署を突きとめることが人間コントロールテクノロジー解明のためにも必要であります。加えて国民に知らされていない人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動をコントロールするテクノロジーを掌握している部署を省庁横断的に情報収集して確定して下さい。そしてその部署をいつでも捜査できるよう速やかに法を整備して頂きますよう要望致します。**

(4) テクノロジー犯罪では、遠距離から、見えない方法で、身体の各部位をピンポイントで攻撃、焦点を広げて攻撃、体貫通型攻撃、異物あるいは空気の弾のような物体を用いての攻撃等、様々な身体攻撃が行われております。これは高速で走行していても行われることから、これにも第一の基礎テクノロジーがなければできないことでもあります。そしてGPS機能やスーパーコンピューターも用いなければできないことでもありますことから、これを掌握している人間も限られているはずであります。そこで要望致します。

**要望事項 4. 第一の基礎テクノロジーを掌握している部署を突きとめることが身体攻撃テクノロジーを解明するためにも必要であります。加えて国民に知らされていない各種身体攻撃テクノロジー(GPSやスーパーコンピューターを用いて標的に命中させる技術を含めて)を掌握している部署を省庁横断的に調査して確定して下さい。そしてこの部署をいつでも捜査できるように速やかに法を整備し**

て頂きますよう要望致します。

(5) テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジでき、しかも日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化(⑥)・ネットワーク化(⑦)されていると考えられます。そこで要望致します。

**要望事項5. 第一の基礎テクノロジーを掌握している部署を突きとめることがこの面でも必要であります。加えて日本中どこへ移動しようがテクノロジー犯罪の影響下に置けるようにシステム化・ネットワーク化が為されていることから、これを掌握している部署を省庁横断的に調査して確定して下さい。そしてその部署をいつでも捜査できるように速やかに法を整備して頂きますよう要望致します。**

2008年5月13日提出しました陳情書は、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が発生していることを前提に、それを解決するための方法を陳情内容としました。今回の要望書は、テクノロジー犯罪の元を断つことで犯罪を抑止する内容の要望となっております。テクノロジー犯罪の捜査が現在の警察の捜査体制では大変難しいと思われますので、犯罪が発生する前にその元を断って抑止しようとするものであります。前陳情項目と合わせて実行して頂くことでより効果あるものとなりますこと確信致します。

尚、テクノロジー犯罪が全く知覚されずに仕掛けられること、知覚できても集中攻撃されなければ確信をもてないこと、人に言えない恥ずかしい被害であるために公にできないこと、精神疾患と誤解されるのを恐れて公にできないこと、環境の変化に応じで巧みに仕掛けてくるため被害を認識しにくくさせていること等から、表面に出ていないテクノロジー犯罪被害者は相当数に上ると考えます。また、犯罪主体は、老若男女を問わず、子供に対しても、理由なく攻撃ができ、死に至るまで攻撃し続けられる意思をもった、極悪殺人集団でありますことを十二分に考慮に入れて取り組んで頂きましょう要望致します。

以上